

## 財団法人・産業経理協会の寄付による出版助成の運用に関する内規

理事会承認 平成 22 年 9 月 7 日

### (趣旨)

1. 本内規は、財団法人・産業経理協会の寄付による出版助成の運用に関して必要な事項を定める。

### (助成の対象)

2. 助成の対象は、日本会計研究学会の会員（院生会員を除く。以下、会員とする。）による優れた学術書で、市場性に乏しく、助成を得なければ出版が著しく困難なものとする。
3. 助成対象作品の選考にあたっては、原則として会員が最初に出版する学術書であって、本学会の大会もしくは部会で報告した論文 2 点以上を含むものを優先する。
4. 産業経理協会の寄付による「課題研究」の成果刊行は、第 3 項の学術書と同等に扱う。
5. 前 2 項に該当しない著書のほか、編著書、編書、翻訳書、資料なども、第 2 項に該当する限り助成の対象とすることができる。ただし、教科書や啓蒙書は対象としない。

### (申請手続)

6. 助成を希望する会員は、完成原稿のハードコピー 2 部のほか、要旨（学術研究上の意義を含む）と目次の電子ファイルを、毎年 5 月 1 日から 31 日までの間に会長に提出しなければならない。
7. 完成原稿その他申請に際して提出されたものは返却しない。
8. 他の出版助成と併用することは認めない。

### (選考委員会)

9. 理事会は、会長、研究担当理事、および必要に応じて会長の指名する理事ないし評議員からなる選考委員会を設けて、助成対象作品の選考を委嘱する。
10. 選考委員会は、選考の参考とするため会員内外からコメントを求めることができる。
11. 選考委員会は、産業経理協会からの寄付金の一部を選考経費に充当することができる。
12. 選考委員会は、助成する作品を選定し、理事会の承認を得る。
13. 選考の結果は、原則として、会員総会に報告する。

(助成作品数)

14. 助成作品数は年 2 点を原則とする。それ以下も以上も妨げないが、2 点を超える場合でも、特段の理由がある場合を除き、助成金額が 1 点当たり概ね 100 万円を下回らないように配慮する。

(助成金)

15. 助成の金額は理事会が決定する。
16. 助成金は、刊行を確認した後、学会連絡事務所から出版社に直接送金する。助成を受けることとなった著者は、それに必要な事項を会長に通知する。
17. 助成を受けて刊行された初版の印税は支払われないこととする。

(その他)

18. 助成を受けることが決定した作品は、原則として、当該年度末までに刊行することとする。年度末までに刊行できない場合には、会長および産業経理協会に対して当該年度末に進捗状況を報告することとする。
19. 助成を受けた者は、刊行物に財団法人・産業経理協会の寄付による出版助成を受けたことを明記し、産業経理協会に指定部数を提出することとする。
20. 助成を受けた者は、刊行物 1 部を当学会にも寄贈することとする。

附則

本内規の改廃は、理事会で決定する。

(附記)

この内規は、2007 年 8 月 31 日に理事会で決定され、2009 年 7 月 12 日に追記された「財団法人・産業経理協会の寄付による出版助成の運用メモ」の内容に、一部加除修正したものである。

以上